

西条市農業委員会 令和6年度 第7回総会 議事録

1. 日 時 令和6年10月7日(月) 午後2時00分から午後2時32分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員 1番	越智 一志	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ
2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	19番	徳永 耕治
3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	20番	宇佐美好正
4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	22番	岡田 貴洋
5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	24番	宇野 嘉秀
6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義		
7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹		
9番	長谷川孝師	17番	武田 安博		

○欠席者氏名

21番 余吾 秀利

○推進委員出席者氏名

委 員 1番	寺田 昌直	11番	近藤 仁志	23番	黒河 祐二
2番	一色 信之	13番	平木 克彦	24番	渡部 靖
3番	加藤 武司	14番	中川 英隆	25番	佐伯 保親
4番	高橋 滝雄	15番	武田 義臣	26番	佐伯 静雄
5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	27番	玉井 隆志
6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦	29番	小倉 謙治
8番	宮武 恭宏	20番	高木 秀昭	30番	日野 貴文
9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
10番	安藤 英利	22番	佐山 林壺		

○欠席者氏名

12番 眞田 克彦 19番 菅 辰郎

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 「西条地域の農業の振興に関する計画」の変更に対する意見について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作

事務局副主査 遠藤竜彦

農水振興課職員

副 課 長 寺田 達 農業振興係主任 戸田隼也

農業振興係主任 守 歩太

7. 議事内容

事務局 定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第7回西条市農業委員会総会を開会いたします。

皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは、規定により私が議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行しますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 初めに私の方から議事録署名人を指名させていただきます。眞鍋覚委員、武方謙一委員の両委員にお願いいたします。

本日の欠席届が、農業委員会からは、21番 余吾秀利委員、農地利用最適化推進委員からは、12番 眞田克彦委員、19番 菅辰郎委員から出ておりますのでご報告をしておきます。

ただ今の出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

112号は、〇〇の 〇〇 氏と〇〇の 〇〇 氏が、永小作権の設定を行おうとする申請でございます。

113号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

114号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

115号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

116号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

117号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

118号は、〇〇の 〇〇 氏が、母である〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

119号は、〇〇の 〇〇 氏が、母である〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

120号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

	1 2 1号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 1 2 2号及び1 2 3号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏、〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。 以上1 2件、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただ今事務局より説明がありました案件の中で、1 1 6号及び1 2 1号については新規就農ではありますが、いずれも自家消費を目的とした家庭菜園であり、地区担当委員が面接は不要と判断したとのことですので、事務局より報告を願います。
事務局	失礼します。 1 1 6号の譲受人である〇〇の 〇〇 氏は、〇〇の農地4 6 4㎡を買い受け就農しようとするものであります。主にじゃがいもや玉葱などの自家消費野菜を耕作する予定であります。〇〇氏は以前から野菜作りに興味があったとのことで、このたび農地購入の機会ができたため今回の申請となっております。 1 2 1号の譲受人であります〇〇の 〇〇 氏は、〇〇の農地6 6 8㎡を買い受け就農しようとするものであります。〇〇氏は1 0年ほど前から当該申請地にて大根、玉葱、キャベツなどの自家消費野菜の耕作を行っていましたが、今回下限面積が廃止されたことに伴い購入しようとするものであります。 これら2件につきましては規模拡大の予定はないとのことであり、また、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。 以上です。よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 ただ今事務局より説明がありました1 2件であります。まず1 1 2号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。 よろしく願いをいたします。
地区委員	1 1 2号 問題ありません。 1 1 3号、1 1 4号 問題ありません。 1 1 5号 問題ありません。 1 1 6号 問題ありません。 1 1 7号 問題ありません。 1 1 8号 問題ありません。 1 1 9号 問題ありません。

	120号 問題ありません。 121号 問題ありません。 122号、123号 問題ありません。
議 長	ありがとうございました。 地元の委員さんの方からも別段問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上12件を原案どおり許可することといたします。
	<u>農地法第4条関係</u>
議 長	次に、農地法第4条関係、議案書につきましては6ページ、議案第2号、農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。 まず、議案内容について事務局から説明をいたします。
事務局	議案書7ページをご覧ください。 10号は、〇〇の 〇〇 氏が、自己住宅を建築しようとする申請でございます。 本件は、是正案件であり、申請人の父親が平成6年に建築した住宅の一部が申請地に越境しており、後ほど議案第3号でご審議いただきます66号の案件である進入路の新設にあたり地積測量を行ったところ、違反転用であることが判明いたしました。 申請人からは、「越境部分の分筆及び地目変更を行って登記情報を現状に沿ったものに是正するとともに、今後このようなことがないよう十分に注意いたします」との始末書が提出されております。 以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 ただ今事務局より説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。 よろしく願いをいたします。
地区委員	10号 問題ありません。

議 長 ありがとうございました。
 地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、農地法第5条関係、議案書については8ページでございます。
議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書9ページをご覧ください。
66号は、先ほど議案第2号でご審議いただきました10号の関連案件であり、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、住宅敷地への進入路を新設しようとする申請でございます。
67号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。
68号は、〇〇の有限会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、分譲地8区画を造成しようとする申請でございます。
69号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、倉庫の敷地及び資材置場に転用しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、令和5年1月から譲受人の事業に供するための資材置場として使用されております。このたび当該地を売買するにあたり調査を行ったところ、違反転用であることが判明し、申請人からは「無許可で当該行為を行ったことについてお詫び申し上げます。以後このようなことがないようにいたします」との始末書が提出されております。

70号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、譲渡人は、申請地の隣接地に子の住宅を建築するため、平成22年に当該地の造成工事を行いました。その際に

併せて申請地も造成し、現在、駐車場及び庭として使用しております。このたび申請地を孫の夫である譲受人に贈与するにあたり、調査を行ったところ違反転用であることが判明いたしました。譲渡人は大いに反省し、「これからは法律を遵守いたしますので、このたびの件に関しては寛大な処置をお願いいたします」との始末書が提出されております。

議案書10ページをご覧ください。

71号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅3棟を建築しようとする申請でございます。

72号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

73号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

74号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から2年間賃借権の設定を受け、露天資材置場及び事務所等4棟の敷地として一時転用しようとする申請でございます。なお、事業終了後の農地復元計画書及び誓約書も提出されております。

以上9件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました9件について、ご審議をお願いしたいと思いますが、66号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 66号 問題ありません。

67号 問題ありません。

68号 問題ありません。

69号 問題ありません。

70号 問題ありません。

71号 問題ありません。

72号 問題ありません。

73号 問題ありません。

74号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

徳増靖記委員 議長、よろしいでしょうか。

議 長 どうぞ。

徳増靖記委員 66号なのですが、農地区分が2種で、先ほどの4条で20㎡ですけども、1種になっているんですが、同じ敷地内で区分が違うというのはどういうことになっているのか教えていただきたいのですが。

議 長 今の質問に対して、事務局、お答えいただけますか。

事務局 失礼いたします。事務局の橋田でございます。

先ほどの徳増委員さんからのご質問なんですけれども、第4条の申請の方の1種農地というのは、10ヘクタールの広がりのある農地の端にひっかかるような所に位置しております。一方第5条なんですけど、こちらは同じような地番ではあるんですけども、進入路となる部分が宅地に囲まれた集落の中に位置する農地ということで、1種農地の広がりの中に存しておりませんので、こちらは第2種農地として判断させていただいております。紛らわしいんですが、そういうことでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

議 長 今の説明でかまいませんか。

徳増靖記委員 はい。

議 長 ほかに、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上9件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

西条地域の農業の振興に関する計画関係

議 長 次に、議案書については11ページになります。議案第4号、「西条地域の農業の振興に関する計画」の変更に対する意見について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を農水振興課からご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

農水振興課 農水振興課の寺田でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

私の方から、議案第4号の西条地域の農業の振興に関する計画の変更についてご説明させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

説明は主に別紙資料を使用して行わせていただきます。

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる27号計画についてと記載されている資料でございます。

なお、今回は、平成30年度に作成しました計画について、新たに2件、12ページにありますとおり、西条市〇〇 〇〇番地の 〇〇が本所建設及び北部支所敷地拡張のため追加という形で変更するもので、ご説明させていただきます。

一般的に農振農用地、いわゆる青地につきまは、農業振興地域の整備に関する法律、以下、農振法とさせていただきますが、農振法に基づき、市が農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画を定めておりますが、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画、いわゆる27号計画は、市の農業振興策として農振計画を補完する計画でございます。

一般的に農振法では、青地に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、代替地がないことなどの6つの要件がございます。その中の一つに「土地改良事業等完了後8年を経過している土地であること」との規定がございまして、これに該当するものは基本的には除外が認められておりません。

西条市では、令和5年から着手されていた志河川ダム事業を含む国営道前道後平野土地改良事業の工事が、令和17年度まで行われる予定であり、当該事業の受益地では、工事完了から8年後の令和25年度まで、原則、農振除外ができなくなっております。

しかしながら、「地域農業の振興及び地域住民の生活向上に資する施設」としてこの27号計画に位置付けられた施設に関しては、ほ場整備などの面的整備事業を除く土地改良事業について、例外的ではございますが8年未経過であっても除外が可能となるものでございます。

別紙の右側に27号計画の概要がございます。計画の策定主体は市となっており、対象となる施設は農業協同組合が設置する施設や農家住宅等の農業の振興を図る施設となっております。

さらに、この27号計画に位置付けられるためには、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に定められた14の要件全てを満たす必要があります。

こちらにいくつか載せておりますけれども、「規模が妥当かどうか、他に代替地がないかどうか、効率的な農業利用に支障がないことです

とか、農地の利用集積に支障がないこと、5年以内に施設整備着手が行われること、土地改良事業の実施に支障なし等」が書かれており、「農業委員会の意見聴取」についても要件の一つとなっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるものでございます。

今後は、27号計画を定め、30日間の広告縦覧により、市民の意見を聞いた上で策定となります。策定後は、一般の除外手続きに移りますが、その際の農業委員会への意見聴取につきましては、今回の計画と同じ内容になることから、改めて意見聴取は行わないこととさせていただきますので、ご了承をお願いします。

恐れ入ります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今農水振興課より説明がありました案件につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

この案件につきまして委員の皆さんの方からご意見、ご異議等をいただきたいと思います。まず地元の委員さんからご意見を伺いたいと思います。

地区委員 特に問題はないと思われます。

議 長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆さんから、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、本件を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、議案書につきましては34ページになります。議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書37ページの一括方式農用地利用集積計画一覧表の下段の表、機構から受け手の中で整理番号2の利用権を設定する農地の大字の部分に誤りがありましたので、申し訳ございませんが、お手元にお

配りしております修正後のものに差替えをお願いいたします。

それでは、議案書３６ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書３７ページから４５ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、４４件、面積は、１５万９、５２０㎡となっております。そのうち、所有権移転は、４件、面積は、８、５６６㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました中で、議案書３９ページ、申請番号１２５３号の借受人は新規就農者であり、地区担当委員による面接を行いましたので、担当委員を代表しまして加藤武司委員さんより報告をお願いしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

加藤武司委員 今回の新規就農希望者につきまして９月２０日に本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、一色委員、白木委員及び私、加藤です。当案件の申請人は〇〇の 〇〇 さん、〇歳です。

今回、〇〇の農地３、４４５㎡を利用権設定で借り受け、就農しようとするものでレモンを栽培することです。私たちは果樹農家ではありませんので詳細はよくわかりませんが、〇〇さんからはやる気が見受けられ、本やインターネットで栽培方法については調べており、家族の協力を得て年間２００日の日数をかけれるということです。レモン栽培は経験がないので実際にレモンを生産している農園に見学に行くということです。やる気はあるのでぜひ成功していただきたいなあという思いです。あとはアドバイスや指導を受けるように話をし、面接を終了しました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

加藤委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員の皆さん、大変お忙しい中、お世話になりました。

以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。委員の皆さんからこの件に関してご意見、ご異議等ございましたら、

んか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議 長 それでは最後になりますが、議案書につきましては46ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和6年8月16日から、令和6年9月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を21件、農地法第3条の許可申請書の取下願1件、農地法施行規則第29条第1項届出1件、農地バンク農地登録1件を受理しております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今事務局より報告がありました案件でありますので、これについて、何かご意見、質問等、ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、これで報告承認案件を終了いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、この際でございます、ご意見等何かございましたらお伺いしますが、ございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようでございますので本日の総会を閉会いたします。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	「西条地域の農業の振興に関する計画」の変更に対する意見について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年10月7日 午後2時32分